



# 群馬労働局の取組 トピックス

(新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置)  
(群馬県医療勤務改善支援センター)

発信者 雇用環境・均等室



○群馬労働局の取組をトピックスで紹介し、お役立ち情報をお知らせしていますので、ぜひ貴法人・機関、会員の皆様にもご活用いただけるようお願いいたします。この情報は群馬労働局HP（新着情報）にも掲載しています。

○ご不明な点は、**雇用環境・均等室**までお問い合わせください。(027-896-4739)

## ① 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置について ～令和5年9月30日まで延長～

### 【母性健康管理措置とは】

●男女雇用機会均等法により、妊娠中・出産後1年以内の女性労働者が保健指導・健康診査の際に主治医や助産師から指導を受け、事業主に申し出た場合、その指導事項を守ることができるようするために必要な措置を講じることが事業主に義務付けられています。



### 【新型コロナウイルス感染症に関する措置について】

- 妊娠中の女性労働者が、保健指導・健康診査を受けた結果、その作業等における新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、主治医や助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合、事業主は、この指導に基づいて必要な措置を講じなければなりません。
- 本措置の対象期間は、令和2年5月7日～令和5年9月30日です。

指導の例：感染のおそれが低い作業への転換又は出勤の制限（在宅勤務・休業）

### 【新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理指導事項連絡カードの活用方法】

### 【母性健康管理指導事項連絡カード】

**新型コロナウイルス感染症に関する母性連絡カードの活用方法**

母性連絡カードは、厚生労働省ホームページ「女性にやさしい職場づくりナビ」からダウンロードできます。  
また、ほとんどの母子健康手帳にも様式が記載されています。

① 保健指導・健康診査を受ける  
② 母性連絡カードを提出し、措置を申し出る  
③ 指導事項に該当する措置を講じる

主治医等（健康診査を行う医師、助産師）  
妊婦中・出産後1年以内の女性労働者  
事業主（企業）  
相談・助産  
人事労務担当  
企業（事業主）

前記の母性連絡カードは、事業主が労働者に提出し、労働者が事業主に提出し、事業主が指導事項に基づいて必要な措置を講じることが義務付けられています。

（記入例）  
新型コロナウイルス感染症の感染のおそれの強い作業への転換又は出勤の制限（在宅勤務・休業）の措置を講じること。

表裏には「症状等に対して考えられる措置の例」を記載しています。参考してください。

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置に関する相談窓口  
[https://www.mhlw.go.jp/kousei/roudoushou/shocai/naavi/roudoukyoku/index\\_00006.htm](https://www.mhlw.go.jp/kousei/roudoushou/shocai/naavi/roudoukyoku/index_00006.htm)

(表) 母性健康管理指導事項連絡カード

事業主 殿 医師機関等名 ..... 年 月 日  
氏名等 氏名 ..... 医師等氏名 .....

下記1の者は、健康診査及び保健指導の結果、下記2～4の措置を講ずることが必要であると認めます。

1. 氏名等 ..... 妊娠週数 ..... 週 分娩予定日 ..... 年 月 日

2. 指導事項  
症状等（該当する症状等すべてを記入してください。）  
措置が必要な症状等  
措置が必要な措置  
措置事項

3. 上記2の措置が必要な期間  
1週間（月 日～月 日）  
2週間（月 日～月 日）  
4週間（月 日～月 日）  
その他（月 日～月 日）

4. その他の指導事項  
措置が必要な措置（措置事項欄に記入してください。）  
妊娠中の通院緩和の措置（在宅勤務を含む）  
妊娠中の休憩に関する措置

指導事項を守るための措置申請書 ..... 年 月 日  
上記のとおり、医師等の指導事項に基づき措置を申請します。 所属 ..... 氏名 .....

事業主 殿 氏名 .....

この形式の母性健康管理指導事項連絡カードの用紙は複数等が、また、「指導事項を守るための措置申請書」の用紙は女性労働者が記入してください。

(表) (参考) 症状等に対して考えられる措置の例

症状名等	措置の例
つわり、妊娠悪阻	休業（入院加療、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業（長時間作業場を離れることのできる作業の制限、通勤緩和、休憩の配慮）など
貧血、めまい・立ちくらみ	勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業（高所や不安定な足場での作業）の制限、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限、通勤緩和、休憩の配慮 など
産前産後、子宮収縮	休業（入院加療・自宅療養）、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業（長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業、長時間作業場を離れることのできる作業）の制限、通勤緩和、休憩の配慮 など
産後	休業（入院加療）、産後名に記した主治医等からの具体的な措置 など
産後出血	休業（入院加療）、産後名に記した主治医等からの具体的な措置 など
頭痛	休業（自宅療養）、身体的負担の大きい作業（長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業、同一負担の作業）の制限 など
嘔	身体的負担の大きい作業（長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業）の制限、休憩の配慮 など
浮腫	勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業（長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業）の制限、休憩の配慮 など
手や手指の痛み	勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業（長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業）の制限、休憩の配慮 など
肩凝り、腰痛、膝痛	休業（入院加療・自宅療養）、身体的負担の大きい作業（寒い場所での作業、長時間作業場を離れることのできる作業）の制限、休憩の配慮 など
全身倦怠感	休業（入院加療・自宅療養）、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業の制限、休憩の配慮、産後名に記した主治医等からの具体的な措置 など
動悸	休業（入院加療・自宅療養）、身体的負担の大きい作業の制限、産後名に記した主治医等からの具体的な措置 など
頭痛	休業（入院加療・自宅療養）、身体的負担の大きい作業の制限、産後名に記した主治医等からの具体的な措置 など
血圧の上昇	休業（入院加療・自宅療養）、身体的負担の大きい作業の制限、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限、産後名に記した主治医等からの具体的な措置 など
蛋白尿	休業（入院加療・自宅療養）、身体的負担の大きい作業の制限、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限 など
妊娠糖尿病	休業（入院加療・自宅療養）、産後名に記した主治医等からの具体的な措置（インスリン治療中等への配慮）など
赤ちゃん（胎児）が数回に比べ小さい	休業（入院加療・自宅療養）、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業の制限、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限、通勤緩和、休憩の配慮 など
多胎妊娠（胎児）	休業（入院加療・自宅療養）、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業の制限、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限、通勤緩和、休憩の配慮 など
産後体調が悪い	休業（自宅療養）、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業の制限、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限、通勤緩和、休憩の配慮 など
妊娠中・産後の不安・不眠・落ち着かないなど	休業（入院加療・自宅療養）、勤務時間の短縮、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限、通勤緩和、休憩の配慮 など
治療等（自由記載）	産後名に記した主治医等からの具体的な措置、もしくは上記の症状名等から判断できる措置など

働く女性の妊娠・出産をサポートするサイト  
「女性にやさしい職場づくりナビ」  
<https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/>



職場における妊娠中の女性労働者等への配慮について  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_11067.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11067.html)



## ② 群馬県医療勤務環境改善支援センターについて

経営者、人事労務担当者、医療従事者の皆様へ

# 医療機関の働きやすい 職場環境づくりを お手伝いします

相談  
無料

※顧問社労士と契約されている場合は、  
一度ご確認の上お問い合わせください。

- ☑労働時間管理
- ☑長時間労働の削減
- ☑勤務シフトの見直し
- ☑医師の労働時間管理の  
適正化に向けた取組
- ☑メンタルヘルス対策
- ☑年次有給休暇の取得促進
- ☑ハラスメントの防止対策



### 電話・来所相談

群馬県社会保険労務士会館内に「群馬県医療  
労務管理相談コーナー」を設置し、医療労務  
管理アドバイザーが電話または来所でのご相  
談に応じます。

### 訪問支援

医療労務管理アドバイザーが訪問させてい  
ただき、ご要望（もしくは問題点など）に応じた  
アドバイスを行います。

### 「医療労務管理アドバイザー」とは？

医療分野に特化した人事・労務管理の専門家である  
社会保険労務士です。

## 群馬県医療勤務環境改善支援センター

医療労務管理相談コーナー

〒371-0846 前橋市元総社町528-9 【群馬県社会保険労務士会館内】

TEL 027-253-5621 FAX 027-253-5679 (裏面の申込み用紙を  
ご利用下さい)

受付時間 9:00～12:00、13:00～17:00 (原則土曜日、日曜日、祝日を除く毎日)

詳しくはホームページをご覧ください。



厚生労働省 群馬労働局委託事業

<群馬労働局の取組 トピックスコーナー>

[https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/koyou\\_kintou/topics.html](https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/topics.html)



トピックスのバックナンバー  
はHPを見てね!



厚生労働省

群馬労働局

雇用環境・均等室